

公立大学法人青森公立大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針

平成27年3月30日制定

公的研究費の不正使用は、それを起こした教職員と本学にとって重大な問題であるばかりでなく、学術研究全体への信頼を揺るがしかねない問題である。

本学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）」に則り、公的研究費の管理・監査体制を整備するとともに、不正防止対策の基本方針を定め、公的研究費の適正かつ効率的な運営・管理に努める。

（機関内の責任体制の明確化）

- 1 公的研究費の運営・管理の責任体系及び実施体制を大学内外に周知する。

（適正な運営・管理の基盤となる環境の整備）

- 2 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員の意識改革を行うとともに、公的研究費の使用のルールを周知する。
- 3 不正に係る調査の手続き等を学内に周知する。
- 4 不正発生リスクや業務の有効性、効率性を踏まえた会計ルールの見直しを継続する。

（不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施）

- 5 不正使用に関する要因を調査・把握及び体系的に整理し、不正防止計画の策定・実施を推進する。

（研究費の適正な運営・管理活動）

- 6 公的研究費の管理と執行状況の把握、研究者の出張計画の実行状況及び非常勤雇用者等の勤務実態の確認を徹底する。
- 7 不正取引等の発生を防止するため、厳格な納品検収を実施する。
- 8 構成員は研究費使用に関する知識の習得に努めるとともに、日常的なコミュニケーションを心掛ける。
- 9 取引業者に対して大学の契約ルールを周知する。

（情報発信・共有化の推進）

- 10 公的研究費の使用に関する相談窓口及び不正使用に関する通報窓口の情報を大学内外に周知する。

(モニタリングの在り方)

1.1 内部監査班による実効性のある監査を実施する。

附 則

この基本方針は、平成27年4月1日から実施する。